

(別紙)

成果の説明書

(氏名)	谷口 聡	(学部)	経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>本説明書の報告者は、以下に、主に研究に関する業績を記載することとする。報告者は、法律学、とりわけ、「民法」の研究教育を生業とする者である。</p> <p>① 報告者は、2014年度にミュンヘン大学（ドイツ）への在外研究を行ったことをきっかけとして、「継続的債務関係」というテーマに取り組んでいる。売買契約や交換契約といった一回性の契約関係とは異なり、雇用契約、賃貸借契約、フランチャイズ契約などでは契約期間が長期間に及ぶことから契約当事者双方の債務の総給付量が不明確となるという特徴がある。このような「継続的債務関係」においては、その継続性を維持させようとする理念と契約関係の拘束から解放させようとする理念の間で、「理念の相克」があると言われている。そのような「理念の相克」が顕在化する契約類型として「フランチャイズ契約」が挙げられる。報告者は、このような関心から、フランチャイズ契約の研究を行った。その成果として、『高崎経済大学論集』59巻1号に論稿発表の機会を得た。また、2016年12月には「法律行為研究会（椿寿夫[大宮法科大学院名誉教授]主宰）」において研究報告を行った。また、ドイツにおける継続的債務関係の研究成果を同年6月「九州法学会第121回学術大会」で発表した。</p> <p>② 報告者は、「景観保護に関する法律問題」について、主に「景観訴訟」を数年間継続して行ってきた。民事訴訟の枠を超えて、行政事件訴訟の研究も行っている。平成28年度の成果としては、『地域政策研究』19巻1号、『同』19巻2号で論稿の発表の機会を得た。また、ここ数年間の景観訴訟研究の集大成として、『同』19巻4号において景観訴訟の総まとめを行った。</p> <p>③ 報告者は、「死後事務委任」と言われる契約類型に関して、本学に赴任した2009年以来、細々とではあるが、研究を継続してきた。「死後事務委任」とは、委任契約という委任者と受任者の間の「契約」によって、委任者が死亡した後にその生前の意思を受任者に実現してもらうという契約である。葬儀や法要の実施、建墓、また、関係者への謝礼金の支払や各種費用の支払などを受任者に生前に依頼するというものである。判例はこれまで「死後事務委任」を一定の範囲で認めてきた。学説も多数説はこれを一定の範囲で支持している。しかし、委任契約は、例えば、口頭であっても成立する「諾成・不要式の契約」であるため、厳格な要式の下に遺志の実現を図る「相続法理」による「遺言制度」との衝突を生じる。特に、相続法研究者からは、このような契約による生前意思の実現に対しては厳しい批判がなされている。報告者は、このような民法上の論点につき、旧民法の制定過程から、現行民法の立法者意思、学説の推移などを検討して、研究成果として『高崎経済大学論集』59巻2・3・4号において現時点における総合的な考察をまとめた。また、「死後事務委任」に関する判例を検討して、高崎経済大学地域科学研究所紀要『産業研究』52巻2号にその研究成果の発表の機会をいただいた。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>			
<p>2 その他の事項</p> <p>本項目においても、引き続き、報告者の研究の業績に関しての説明をする。</p> <p>④ 報告者のライフワーク的な研究テーマである「被害者の素因」について、平成28年度も若干の前進を図ることができた。これは、交通事故などの不法行為の被害者が、加害行為以前から自らの身体や精神に既往症・疾病・疾患などの脆弱性を有し</p>			

ていたがゆえに、健常者に比して損害が拡大してしまった場合に、損害賠償額をどのように決定するのかという問題である。報告者は平成 28 年度から新たに参加した研究会である「画期的判例研究会（新美育文[明治大学法学部教授]主宰）」において、2017 年 12 月に研究報告の機会を得て、この問題の判例上の重要な分岐点となった最判平成 8 年のいわゆる「首長判決」について研究報告の機会を得た。

- ⑤ 平成 28 年度より、地域政策学部の熊澤利和教授を研究代表者とする科学研究費の助成金を得て、「終末期医療」に関する研究を分担研究者として行っている。とりわけ、報告者の研究の分担部分は、「ドイツにおける診療契約論」の研究である。ドイツでは、2013 年に「患者の権利法」と言われる法律が制定・施行され、この法律によってドイツ民法典の中に典型契約として「診療契約」が挿入されることとなった。すなわち、国家の私法上の重要な一般法である民法典の中の契約の一類型として「診療契約」の規定が新設されたのである。このような法的状況の動向を考察することが報告者の分担部分である。平成 28 年度は、右助成金によりドイツに資料収集に赴いた。
- ⑥ 報告者は、現在、大学院時代の指導教授、伊藤進・明治大学名誉教授の傘寿記念論文集に寄稿する論文を執筆中である。平成 29 年度中には出版の運びとなる見通しである。ここでは、「契約は意思表示で成立」するはずでありながら、「要物」や「要式・方式」などの「意思表示」以外の成立要件が場合により要求されるのはなぜであるのか、といった伊藤教授の問題意識に基づき、研究を行っている。

(以上)

### 3 次年度以降の計画・抱負

以下においても同様に、前掲各研究テーマに関する計画と抱負を述べることとする。

- ◇前掲①について、平成 29 年度もフランチャイズ契約に焦点を絞りつつ、「継続的債務関係」の研究を継続したい。
- ◇前掲②について、昨年度の目標は、平成 28 年度中に景観訴訟研究を終えて、学説の検討をおこなう予定であったが、裁判例研究が約 1 年長引いてしまった。平成 29 年度こそは、学説の検討をおこないたい。
- ◇前掲③について、平成 29 年 6 月に九州法学会第 122 回学術大会において研究発表をさせていただくことが既に決定しているので、これに向けて研究を行いたい。また、以前より、細々とではあるものの、継続してきた研究テーマであるので、今後も持続を図りたい。
- ◇前掲④については、報告者のライフワークであるので、平成 29 年度も若干なりとも研究における前進を図りたい考えである。
- ◇前掲⑤については、3 年間の科学研究費助成期間のうちの 2 年目となるので、本格的な研究に着手していきたい考えである。
- ◇前掲⑥については、必ず平成 29 年度中に研究実績をあげる計画である。

(以上)